

第9期における介護報酬改定に伴う予防給付ケアマネジメント業務
委託料の算定（案）について

1 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
（指定介護予防支援事業所：地域包括支援センター）

区分	現行	改正後	増減
介護予防支援費	438 単位	442 単位	4 単位増
初回加算	300 単位	300 単位	変更なし
委託連携加算	300 単位	300 単位	変更なし

※改正後単位：

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」
（令和6年厚生労働省告示第86号）令和6年3月15日（金）

2 指定居宅介護支援事業所へ委託する場合の算定方法及び試算

（1）算定方法

- ア 指定居宅介護支援事業所へ委託する場合は、地域包括支援センターにて国保連送付事務、支払い事務等を行うため、事務費を介護予防支援費の3%とする。
- イ 委託料は、介護予防支援費に97%を乗じた額（10円未満四捨五入）とし、加算に該当する場合は、その額に加算額を加えた金額とする。

区分	説明	金額
委託料 （介護予防支援費）	介護予防支援費×0.97 （10円未満四捨五入）	4,290 円
初回加算	初回のみ	3,000 円
委託連携加算	当該委託を開始した日の属する月に限る	3,000 円

（2）試算

区分	現行			改正後		
	新規	継続①	継続②	新規	継続①	継続②
委託料 （介護予防支援費）	4,250 円	4,250 円	4,250 円	4,290 円	4,290 円	4,290 円
初回加算	3,000 円	—	—	3,000 円	—	—
委託連携加算	3,000 円	3,000 円	—	3,000 円	3,000 円	—
合計	10,250 円	7,250 円	4,250 円	10,290 円	7,290 円	4,290 円